



## LEGAL UPDATE

2022年8月

### サイバーセキュリティ法の施行細則を定める政令第 53/2022/ND-CP 号

2022年8月15日、政府は、サイバーセキュリティ法の施行細則を定める政令第 53/2022/ND-CP 号（53号政令）を公布した。53号政令は同年10月1日から施行されている。本稿では、53号政令の主要な内容を紹介する。

#### 1. 適用範囲<sup>1</sup>

53号政令は、主に国家機関、中央および地方の政治組織におけるサイバーセキュリティ保護活動の実施について規定しているが、国内外企業に対するデータローカライゼーション義務に関する規定もある。

#### 2. データローカライゼーション義務

##### (1) サイバーセキュリティ法

サイバーセキュリティ法においては、データローカライゼーション義務に関し次のように規定している。

▽ ベトナムにおいて電気通信ネットワーク、インターネット上のサービスまたはサイバー空間上の付加価値サービスを提供する国内外企業が、ベトナムにおけるサービス利用者の個人情報に関するデータ、サービス利用者の関係性に関するデータ、サービス利用者が作成したデータの収集、利用、分析または処理作業を行う場合、政府が規定する一定期間、当該データをベトナムで保管しなければならない。

▽ 上記に該当する外国企業は、ベトナムにおいて支店または駐在員事務所を設立しなければならない<sup>2</sup>。

##### (2) 53号政令

上記のサイバーセキュリティ法に定めるデータローカライゼーション義務について、53号政令で以下の通り整理された。

ア. 国内企業（ベトナム法に基づいて設立された企業。外資100%・内外合弁企業を含む）に適用されるデータ保存義務

国内企業は、以下のデータをベトナムにおいて保存しなければならない<sup>3</sup>。

(a) ベトナムにおけるサービス利用者の個人情報に関するデータ

<sup>1</sup> 53号政令第1条

<sup>2</sup> サイバーセキュリティ法第26条第3項

<sup>3</sup> 53号政令第26条2項

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



- (b) ベトナムにおけるサービス利用者が作成したデータ（サービス利用アカウント名、サービス利用時間、クレジットカード情報、Eメールアドレス、直近のログイン・ログアウトのIPアドレス、登録電話番号）
  - (c) ベトナムにおけるサービス利用者の関係性（利用者が接続または交流する友人またはグループ）に関するデータ<sup>4</sup>
- イ. 外国企業（外国法に基づいて設立された企業）に適用されるデータ保存および支店・駐在員事務所設置義務
- 外国企業が、下記(i)(ii)(iii)の全てに該当する場合には、ベトナムにおいて、上記ア(a) (b) (c) のデータを保存し、かつ、支店または駐在員事務所を設立しなければならない。
- (i) 外国企業が、▽テレコムサービス▽サイバースペースにおけるデータ保存・共有▽ベトナム国内サービス利用者への国内外ドメイン名提供▽電子商取引▽オンライン決済▽支払仲介▽サイバーによる輸送接続サービス▽SNS およびソーシャルメディア▽オンライン電子ゲーム▽ショートメッセージ・電話・ビデオ電話・Eメール・オンライン対話によるサイバースペース上のその他情報提供・管理・運営サービス、のいずれかの分野の事業をベトナムにおいて行う場合において、
  - (ii) 提供するサービスが、サイバーセキュリティに関する法令の違反行為の実行に利用され、
  - (iii) 公安省サイバーセキュリティ・ハイテク利用犯罪防止局から書面による通知および協力・阻止・調査・処理の要求を受けたにもかかわらず、その要求に従わないまたは適切に従わないもしくは当局のサイバーセキュリティ保護措置を阻止・妨害・無効化した<sup>5</sup>。

### 3. 外国企業のデータ国内保存および支店・駐在員事務所の設置に関する手続<sup>6</sup>

上記2のとおり外国企業がデータ国内保存および支店・駐在員事務所設置を義務付けられる場合、公安省大臣は、これら義務の履行を命じる決定を発することができ、この決定を受けた外国企業は、12か月以内に決定内容を実施しなければならない。

### 4. データ保存期間及び支店・駐在員事務所設置期間<sup>7</sup>

データの保存期間は、公安省決定によるデータ保存の要求の受領時から要求の終了まで、少なくとも24か月、外国企業がベトナムに支店・駐在員事務所を設置する期間は、公安省決定による設置要求の受領時から、外国企業がベトナムで運営せず、または、当該外国企業によるサービスがベトナムで提供されなくなる時点まで、と定めた。

### 5. システムログの保存期間

<sup>4</sup> 53号政令第26条第1項

<sup>5</sup> 53号政令第26条第3項a号

<sup>6</sup> 53号政令第26条第6項

<sup>7</sup> 53号政令第27条第1項及び第2項

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



サイバーセキュリティ法は、ベトナムにおいて電気通信ネットワーク、インターネット上のサービスおよびサイバーセキュリティ空間上の付加価値サービスを提供する国内外企業は、サイバーセキュリティに関する法令の違反行為の捜査・処分に使用するために、政府が規定する期間、システムログを保存しなければならないと規定した<sup>8</sup>。

53号政令は、このシステムログは少なくとも12か月保存されなければならないと規定した<sup>9</sup>。

ご質問は下記まで：

[ ホーチミンオフィス ]

岡田英之 Hideyuki Okada/小林 亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/Le Thi Bich Tram/Dao Thi Lan Anh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: [hochiminh@tmi.gr.jp](mailto:hochiminh@tmi.gr.jp)

[ ハノイオフィス ]

岡田英之 Hideyuki Okada/小幡葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen/Le Duc Son

Tel: +84-24-3826-3826

Email: [hanoi@tmi.gr.jp](mailto:hanoi@tmi.gr.jp)

---

<sup>8</sup> サイバーセキュリティ法第26条第2項b号

<sup>9</sup> 53号政令第27条第3項

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.